

広島県赤十字有功会

— 会報 (創刊号) —

 日本赤十字社
JAPANESE RED CROSS SOCIETY

「広島県赤十字有功会設立総会」開催!

有功会とは、赤十字の人道的な精神に共感される多くの方々、赤十字の行う様々な活動に対し、事業資金はもとより物心ともに協力することを目的として、全国ほぼすべての都道府県に結成されている組織ですが、このたび宇田 誠 広島銀行代表取締役会長を代表とする十一人が発起人となり、この日、広島県赤十字有功会を設立することになりました。

創立時の会員は個人五人、法人七社にのぼり、当日は約七〇人が設立総会に出席。

総会では、全国の有功会組織との連携や赤十字事業に対する継続的な支援活動、有功章受章者の開拓や会員の増強活動などの事業計画が全会一致で承認され、輝かしい第一歩を歩み始めました。



「広島県赤十字有功会」設立総会次第

日時 平成十七年 九月十七日(土)十二時

会場 日本赤十字広島看護大学 二階大会議室

- 一 開 会
- 二 挨拶
- 三 来賓祝辞
日本赤十字社社長
日本赤十字社広島県支部長
- 四 祝電披露
- 五 経過報告
- 六 議長選出
- 七 議 事

- 第一号議案
広島県赤十字有功会 会則(案)について
- 第二号議案
平成十七年度事業計画(案)並びに予算(案)について
- 第三号議案
広島県赤十字有功会 慶弔規定(案)について
- 第四号議案
役員選出について
- 八 閉 会

紺綬褒章並びに厚生労働大臣感謝状伝達式
日本赤十字社有功章贈呈式

「会長就任挨拶より」

広島県赤十字有功会
会長 宇田 誠



ただいま、「広島県赤十字有功会」会長として、皆様のご賛同をいただき、ありがとうございました。広島銀行の宇田でございます。

赤十字事業の発展に寄与するべく発会した有功会の代表として、その一端を担うことを光栄に存じますとともに、その重責にあらためて身の引き締まる思いがしております。

しかしながら、副会長を始めとする役員に、すばらしい方々をご選任いただきましたので、本当に心強く感じている次第です。

冒頭、発起人代表としてのご挨拶でも申し上げましたが、これからは赤十字運動の強力な支援団体となるよう、副会長以下役員、そして会員の皆様の協力をいただきますながら微力では

ございますが、最善の努力をしていく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

終わりに、本日発会しました「広島県赤十字有功会」のますますの発展と、皆様方のご健勝を心から祈念いたします。簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

日本赤十字社社長祝辞

近衛忠輝

本日、広島県赤十字有功会の設立総会が開催されることとなり、心からお慶び申し上げます。ご参集の関係者の皆様には日頃から赤十字事業への深いご理解と、赤十字の運営と発展の基礎となる社員の増強や活動資金へのご協力などに格段のご支援、ご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。



日本赤十字社は、世界百八十一万国にある赤十字・赤新月社の一つとして国内外でさまざまな活動を展開しております。私たち赤十字の強みは何といつても、世界で約一億人ともいわれる赤十字ボランティアが草の根レベルで活躍しているということであり、いざというときには赤十字の共通の原則のもとで、その国際的ネットワークを生かし、連帯・連携して救護活動などいち早く取り組めるという点です。

昨年末に発生したスマトラ島沖地震・津波災害では、被災直後から国際赤十字・赤新月社連盟のもとに各国赤十字社が結集し、それぞれ赤十字社の特徴を生かしつつ、被災地の緊急救援に当たりました。

この八月下旬にはアメリカをハリケーンが襲い、大きな被害をもたらしました。

一般的に先進国は防災体制が整っていると言われますが、そのすさまじい被災状況は予想をはるかに越えるものでした。アメリカ赤十字社は四千二百人以上のスタッフとボランティアを派遣し、救援活動などを展開しているところであります。

日本も昨年は大型台風に相次いで襲われ、今年もさきごろ九州を中心に甚大な被害を受けたばかりです。先般、台風十四号で広島県をはじめ全国各地で被害にあわれた方々に、この場を借りてお見舞い申し上げます。震度五以上の地震も頻発しており、さらに東海地震や宮城県沖地震などの大地震が予想されている。今、アメリカでの経験は防災を怠つてはいけないという警告を発したものと心しております。

自然災害の被災者救援だけでなく、赤十字は紛争地域における救護活動にも中立の立場で取り組んでおります。赤十字は紛争犠牲者への救護から出発した国際組織であり、それが本来の使命といえるものです。日本赤十字社も赤十字国際委員会という母体に資金、人材の両面から協力し、連帯した活動を展開しております。

たとえばスマトラ島北部は今回の津波災害による被災地であると同時に、長年内戦が続いた地域でもありました。現在、自然災害による被災者救援を担う国際赤十字・赤新月社連盟と、

紛争犠牲者救護を担う赤十字国際委員会が一体となつて活動を行っているところであり、日本赤十字社もその一翼を担っております。

スマトラでの地震・津波災害で、多くの赤十字病院を抱える日本赤十字社は、とりわけ医療救護で奮闘してきました。これは私たちの赤十字社の大きな特徴であります。同時に福祉施設の運営や血液事業などさまざまな活動を日常的に行っています。世界の赤十字社の中でもっとも多彩な活動を行っているといつていいと思います。そして、これを支えているのが社員であり、ボランティアであり、寄付者であり、献血者の方々です。

少子高齢社会、紛争の多発など、私たちを取り巻く現実は一層厳しくなり、その一方で赤十字の役割はますます大きくなっています。赤十字の運動を進めていく上で、苦勞の一つとなっているのが、さまざまな活動に取り組む



日本赤十字社の統一したイメージが、国民の間に浸透しにくいということです。

世界でも日本でも多くのNGOが医療や福祉、救護などに取り組むようになってきました。それは大いに歓迎すべきことですが、こうした中で赤十字の特色をどう発揮していくか、腐心しているところでもあります。

しかし、赤十字病院が日常的な医療サービスを提供すると同時に、いざというときには医師や看護師をはじめとした医療スタッフを救護員として国内外に派遣しているように、各分野が連携した取り組みができるわけです。こうした相乗効果を発揮していくことが、赤十字の存在と意義を広く国民の間に知らせていくことになると思います。

医療や福祉、血液などのサービス提供だけに終わらせない活動スタイルを模索し、赤十字の理念である「人道」、さらに「平和」のメッセージを二つひとつの活動の中でしっかりと伝えていく。国内外で社会病理現象ともいえるさまざまな問題が山積する中で、私たちの役割を再確認し、活動に取り組んでい

くことが重要だと考えております。

日本赤十字社の組織と活動の根幹は社員制度であり、それを財政面から支えていただく多額の寄付金によるご協力はもちろんありますがたいものです。同時に赤十字のあり方、活動の方向性などについての、社員の方々からの声、忌憚のないご批判もまた貴重なものです。

広島県は広島赤十字・原爆病院をはじめとする三つの病院が、チェルノブイリの原発被害者支援を含めた被爆者医療や地域での医療に貢献し、また県内廿日市に置かれている赤十字の看護大学は中国・四国プロックの看護教育のセンターとして多くの人材を育て、設立以来四年間で三百十一名の卒業生を送り出しております。この地で新たに発足した有功会の皆様も赤十字運動の一員として、ともに活動を推進する原動力となつていただくことを期待しております。

本日の設立総会のご盛会をお祝い申し上げます。同時に、今後の広島県赤十字有功会のご発展と皆様のご健勝を祈念申し上げます。私のご挨拶といたします。

日本赤十字社広島県支部
支部長(知事)祝辞

藤田 雄山

本日、ここに、日本赤十字社社長 近衛忠輝様をはじめ、多くの皆様のご臨席のもと、広島県赤十字有功会設立総会が開催されますことに、心よりお祝い申し上げます。

当県における有功会の設立は、積年の課題でありましたが、宇田誠様をはじめとする発起人の皆様の熱心な呼びかけと、赤十字事業を物心から支える多くの皆様のご理解によつて、ようやく設立の運びとなりました。

昨年は、国内において、十月に発生した新潟中越地震をはじめ、この中四国地方においても風水害などの自然災害が多発し、多くの住民の皆様が避難生活を余儀なくされました。これらの状況に対し、日本赤十字社広島県支部といたしましても、迅速に医療救護班を派遣するとともに、今月六日から七月にかけての台風十四号による被害についても、被災住民の皆様への救援物資の配布を実施しております。

また、世界におきましても昨年末、インドネシアスマトラ島沖で発生した地震と

津波によつて多くの尊い命が失われました。この災害に對しましても当県支部から二人の職員を現地に派遣し、日本赤十字社が展開する医療救護班の連絡調整にあたりました。

このように、国内外を問わず、赤十字に対する人道的な活動の要請は年々増加しております。当県支部といたしましてもこれらの要請にこたえるべく、災害救護



体制の充実強化に努めてまいりたいと考えております。同時に、日頃から災害に強い地域づくり、県民の皆様が健康で安全な生活を送るため、救援物資の備蓄や救急法等各種講習普及事業など、地域に根ざした活動にも積極的に取り組んで行きたいと考えております。

また、地域赤十字奉仕団や災害時の防災ボランティアの育成は、被災者援助はもとより、高齢者福祉にも広がりを見せ、今後一層重要性が増すものと考えています。これらの活動に、ひと

りでも多くの県民の皆様が参加され、ともに支えあう社会が実現することを願つてやみません。

本日発会する「広島県赤十字有功会」が、赤十字の有力な支援団体として、会員の皆様相互の結びつきを強くされ、今後ますます発展されますことを祈念いたしまして、お祝いのご挨拶とさせていただきます。

広島県赤十字有功会
平成十七年度事業計画

- 一 設立総会の開催
平成十七年九月十七日(土) 日本赤十字広島看護大学
- 二 全国有功会組織との連携
平成十七年度日赤紺綬有功会会長協議会総会への出席
平成十七年十月十七日(木) 十八日(金) 鳥根県松江市
- 三 赤十字事業への支援
赤十字奉仕団、青少年赤十字活動等への支援
- 四 仲間づくり運動の推進
有功章受章者の開拓並びに会員の増強
銀色有功章二十万円以上
金色有功章五十万円以上の協力者
- 五 赤十字事業に関する資料の提供
赤十字新聞の発送
インターネットを通じた広報
- 六 その他慶弔等
広島県赤十字有功会慶弔規程に定める慶弔の実施

平成17年度収支予算

歳入		
科目	予算額	適用
会費収入	640,000	128(個人・法人)×5,000円
支部助成金	100,000	
合計	740,000	
歳出		
科目	予算額	適用
会議費	240,000	総会開催費(会場設営費、資料印刷、送迎バス等) 240,000円
事業費	250,000	全国有功会会長協議会総会参加費 50,000円 同会開催分担金 100,000円 赤十字奉仕団、青少年赤十字活動等への支援 100,000円
慶弔費	30,000	
事務費	60,000	通信費、会長印作成費
予備費	160,000	
合計	740,000	

広島県赤十字有功会役員		平成十七年九月十七日選出
役職名	名前	現職(法人)、居住地(個人)
会長	宇田 誠	(法人) 株式会社広島銀行 代表取締役会長
副会長	深山 英樹	(法人) 広島ガス株式会社 代表取締役社長
副会長	佐竹 利子	(法人) 株式会社サタケ代表
副会長	古川 浩	(個人) 広島市中区
副会長	森本 弘道	(法人) 株式会社もみじ銀行 代表取締役頭取
常任委員	岩田 正志	(個人) 三原市
常任委員	小川 壽	(個人) 廿日市市
常任委員	齋藤 法明	(個人) 広島市西区
常任委員	山根 祐治	(法人) 株式会社サンポール 代表取締役社長
監事	佐藤 賢市	(個人) 福山市
監事	筒井 數三	(法人) 株式会社シンコー 代表取締役社長

広島県赤十字有功会会則

(名称)

第一条 本会は、「広島県赤十字有功会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第二条 本会の事務所は、日本赤十字社広島県支部内に置く。

(目的)

第三条 本会は、日本赤十字社広島県支部の赤十字活動に協力し、赤十字精神の普及とその事業の推進に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
一 赤十字精神の普及啓蒙
二 赤十字活動の支援及び会員の増強
三 会員の研修と相互の親睦
四 その他本会の目的を達成するために必要と認める事業

(組織)

第五条 本会は、日本赤十字社に多額の社資及び事業資産を提出し、日本赤十字社有功章を授与された広島県在住等の個人及び法人・団体の代表者をもって組織する。
(入会及び退会)
第六条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を提出するものとす。

② 会員は、何時でも本会を退会することができ、
③ 会員は、次に掲げる事由によつてその資格を失う。
一 死亡(法人・団体にあつては解散)。
二 会費を特別な理由なく三年以上滞納したとき。

(役員)

第七条 本会に次の役員を置く。
会長 一名
副会長 四名以内
常任委員 若干名
監事 二名

(役員職務)

第八条 役員職務は、次のとおりとする。
一 会長は、本会を代表し会務を統括する。
二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
三 常任委員は、会の運営に参画する。
四 監事は、会務を監査する。

第九条 役員任期は三年とする。ただし、再任を妨げない。
② 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
(役員会)
第十〇条 会長は、必要に応じ役員会を招集する。
② 役員会は、事業計画その他重要事項を審議する。
③ 役員会の議長は、会長があたるものとする。

(総会)
第二〇条 総会の招集は会長が行い、会長が議長となる。
② 総会は、次の事項を審議する。
一 役員選出に関する事。
二 事業計画に関する事。
三 予算、決算に関する事。
四 会則に関する事。
五 その他重要な事項。
③ 前項の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
(幹事)
第二一条 本会に幹事一名を置き、本会の庶務を掌り、日本赤十字社広島県支部事務局長がこれにあたる。
(経費)
第二二条 本会の経費は、会員の提出する会費及び寄付金をもってこれに充てる。
(会費)
第二三条 会費は、年額五、〇〇〇円とする。
(会計年度)
第二四条 本会の会計年度は、毎年四月一日から始まり翌年三月三十一日に終わる。
附則
本会則は、平成十七年九月十七日から施行する。

紺綬褒章並びに厚生労働大臣感謝状伝達式、日本赤十字社有功章贈呈式を開催

これらの表彰は、日本赤十字社の事業資金やスマトラ島沖地震災害救援金などのため、多額の資金を寄せられた方々に対し、国や日本赤十字社から贈られるものです。当日は、該当する二〇七の個人・法人うち十七人・法人が出席し、近衛社長、藤田支部長(知事)から、それぞれ紺綬褒章、厚生労働大臣感謝状、金色有功章、銀色有功章が贈られました。



- 【紺綬褒章】
三件(個人二件、法人一件)
- 【厚生労働大臣感謝状】
七件(個人七件)
- 【日本赤十字社感謝状】
十九件(個人十六件、法人三件)
- 【金色有功章】
八件(個人七件、法人一件)
- 【銀色有功章】
七十件(個人十二件、法人五十九件)

広島県赤十字有功会慶弔規定

第一条 広島県赤十字有功会(以下「本会」という。)の慶弔基準を設け、次の場合にこれを適用する。
第二条 前条の慶弔の意を表するものは、次の場合とする。
一 会員が叙位・叙勲及び褒章を受けたとき。
二 会員が死亡したとき。
② 前項の事実が該当したときは、速やかに電報をもって慶弔の意を表する。
第三条 会員の慶弔は、総会において報告するものとする。
第四条 会員は、本会員の慶弔の事実を知った場合、速やかに本会事務局にその旨を連絡するものとする。
附則
本規定は、平成十七年九月十七日から施行する。

「赤十字と社員との対話集会」開催!

二〇〇五(平成十七)年九月十七日、日本赤十字広島看護大学(広島県廿日市市)で赤十字運動の更なる発展を期し、「広島県赤十字有功会設立総会」に続き、「赤十字と社員との対話集会」が開催されました。



午後から開催された「赤十字と社員との対話集会」は、各奉仕団や地区区分担当者などの赤十字関係者をはじめ県内各地から約三五〇人が参加し、「社員募集の現状と課題」と「赤十字に期待するもの」をテーマに白熱した討論が展開されました。

この集会では、近衛忠輝社長をはじめ山田史事業局長、藤田雄山県支部長、曾山和彦県支部事務局長ら六人の日本赤十字社幹部と広島市女性赤十字奉仕団の田尾登美子委員長、廿日市市連合町内会の宮本育生副会長が壇上に控

西田さんが、これから先ご自身で担当中の様々な番組の中で折に触れて「赤十字」を取り上げようと強い意気込みを披露すると、会場から割れんばかりの拍手が沸き起こるなど、会場の雰囲気は絶好調。

二時間に及んだ対話集会は、近衛社長から発表者の意見を踏まえたうえで赤十字の今後の抱負についての発言をもつて、あっという間に閉会の時間を迎えました。



平成十七年10月発行
発行者 広島県赤十字有功会
発行所 広島県広島市中区千田町2-5-64
730-0052 日本赤十字社広島県支部内
電話(082)241-8811
<http://www.hiroshima.jrc.or.jp/yukokaitop.htm>